

令和 2 年 12 月
警 察 庁
共 管 各 省 庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 2 年 11 月 7 日から同年 12 月 13 日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行った結果、2 件の御意見を頂きました。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 2 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 3 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 2 年 11 月 7 日

3 頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 2 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	2 件
電子メール	0 件
F A X	0 件
郵 送	0 件

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>改正後の犯罪収益移転防止法施行規則第4条第1項第13号ハに関して、子会社等との間で行う取引のみならず、国内・国外のグループ会社（親会社、子会社、兄弟会社等）との間で行う取引全てについて、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として認められるように修正していただきたい。</p>	<p>顧客等が特定事業者の子会社等ではない取引は、今回の改正案において簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に追加することとした取引には含まれません。</p> <p>特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引に関しては、規制改革ホットラインにおける要望を踏まえて検討した結果、特定事業者の子会社等は、特定事業者がその経営を支配している会社等であることを踏まえ、今回、改正することとしているものであり、頂いた御意見については、特定事業者の業務の実態等を踏まえつつ、今後検討してまいります。</p>
2	<p>改正後の犯罪収益移転防止法施行規則第4条第1項第13号ハに関して、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引としては、同号(2)のみを認めるべきと考える。</p> <p>同号(1)、(3)及び(4)については、私的・組織的に不正が行われる可能性がそれなりに高いと思われるので、不適切と考える。</p>	<p>顧客等が特定事業者の子会社等である取引は、特定事業者がその経営を支配しているため、マネー・ローンダリング等に利用されるリスクが低いと考えられます。</p> <p>さらに、改正後の犯罪収益移転防止法施行規則第4条第1項第13号ハ(1)から(4)までのいずれの要件についてであっても、代表者等が当該要件に該当することについて、特定事業者は、当該代表者等が当該子会社等のために取引の任に当たっていることを、確実に確認し、なりすまし等を防止することが必要であり、問題はないと考えております。</p>

3	<p>改正前の犯罪収益移転防止法施行規則附則第6条、第7条及び第8条に関して、反対である。確認は原則どおり行われたい。</p>	<p>今回の改正案では、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震及び令和元年台風19号に係る特例については、施行から相当の期間が経過し、適用実績が低調となっていることから、廃止し、原則どおりの取引時確認を求めることとするものです。</p>
4	<p>別記様式第1号及び第4号に関して、押印・署名の廃止には反対である。</p> <p>押印・署名は、刑法等で特別な扱いをされており、正当性・公正性の確保に有用であるから、電子署名を用いるなど適切な代替策がない場合には、従前と同様に、押印又は署名を伴うこととされたい。</p> <p>さらに、法人の場合は、法人番号も付すようにされたい。</p>	<p>別記様式第1号及び第4号を用いた疑わしい取引の届出については、改正前から署名は求めておらず、今回の改正により、押印を廃止するため、記名で足りることとなりますが、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪における「署名」とは、自己を表彰する文字で、氏名その他の呼称を表記したものを意味すると解されており、判例（大審院明治45年5月30日判決（大審院刑事判決録18輯790頁））において、記名も「署名」に当たるものと解されていることから、疑わしい取引の届出について、偽変造に関して適用される刑法（明治40年法律第45号）上の罪の成否には影響が生じるものではないと考えております。</p> <p>また、法人番号は、一般に公表されており、疑わしい取引の届出に係る届出事項とされている、当該届出を行う特定事業者の名称及び所在地から容易に検索できるものであるため、法人番号の記載を求めることに特に意味はないものと考えられます。</p>

※ No. 2～No. 4については、1件の御意見を分割して掲載しております。